

令和6年 11 月版

葛飾区送迎保育ステーションモデル事業 利用案内



葛飾区子育て支援部子育て政策課

目次

1 送迎保育ステーションモデル事業について	
(1) 事業内容.....	1
(2) モデル事業実施期間.....	1
(3) 送迎保育ステーション所在地.....	1
(4) 利用定員.....	1
(5) 開所日、開所時間および閉所日.....	1～2
(6) 対象児童.....	2
(7) 送迎先施設一覧.....	2
(8) 1日の流れ.....	2～3
(9) 送迎バス運行.....	3
(10) 利用者負担額.....	4
2 利用申込について	
(1) 申込書類.....	5
(2) 申込受付期間（令和7年1月の利用開始（在園児向け））.....	5
(3) 申込受付期間（令和7年4月の利用開始（新規入園児向け））.....	5
(4) 申込受付期間（令和7年5月以降の利用開始（随時申込）※在園児・新規入園児向け）.....	5
(5) 提出方法（窓口、郵送、オンライン、利用申込の取下（オンライン））.....	6
(6) 利用申込から利用開始までの流れ（在園児向け）.....	7
(7) 利用申込から利用開始までの流れ（新規入園児向け）.....	8～9
(8) 利用申込内容の変更（利用開始後）.....	9
(9) 継続利用の申込.....	9
(10) 利用の中止.....	9
3 送迎保育ステーションの利用ルール等について	
(1) 送迎保育ステーションの利用開始にあたって.....	10
(2) 送迎バス運行について.....	10
(3) 送迎保育ステーションの利用ルールについて（一般）.....	10～11
(4) 送迎保育ステーションの利用ルールについて（児童の健康状態）.....	11～12
4 利用制限について	13
5 利用中の事故・怪我について	13

6 送迎保育ステーションモデル事業 Q&A

(1) 利用対象者について.....	14
(2) 利用申込について	14
(3) 利用方法について	15
(4) 送迎バス運行について.....	15
(5) 利用者負担額について.....	16
(6) 利用当日の連絡について	16～17
(7) 持ち物等について	17

7 葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用規約..... 18～20

1 送迎保育ステーションモデル事業について

(1) 事業内容

- ・朝：送迎保育ステーションで保護者から児童をお預かりし、送迎対象の保育園（以下、「対象園」という。）まで送り届けます。
- ・夕方：対象園からバスで送迎保育ステーションまで児童を送り届け、送迎保育ステーションにて保護者のお迎えまでお預かりします。

(2) モデル事業実施期間

令和7年1月～令和8年3月31日（予定）

※令和8年度以降の実施については、モデル事業中の利用状況等を踏まえて検討します。

(3) 送迎保育ステーション所在地

葛飾区金町6-5-1 ベルトーレ金町3階
カナマチぷらっと内 キッズスペース



建物外観



建物内観（キッズスペース）



(4) 利用定員

20名

(5) 開所日、開所時間および閉所日

① 開所日

月曜～土曜（年末年始を除く）

② 開所時間

朝：午前7時～午前8時

夕方：午後5時～午後8時（午後6時～午後8時は延長利用）

③閉所日

日曜、祝日、年末年始（12/29～翌年1/3）、カナマチぷらっと休館日（年3回程度、概ね1か月前に連絡します。）

(6)対象児童

次の①～③の要件を全て満たす児童が対象です。

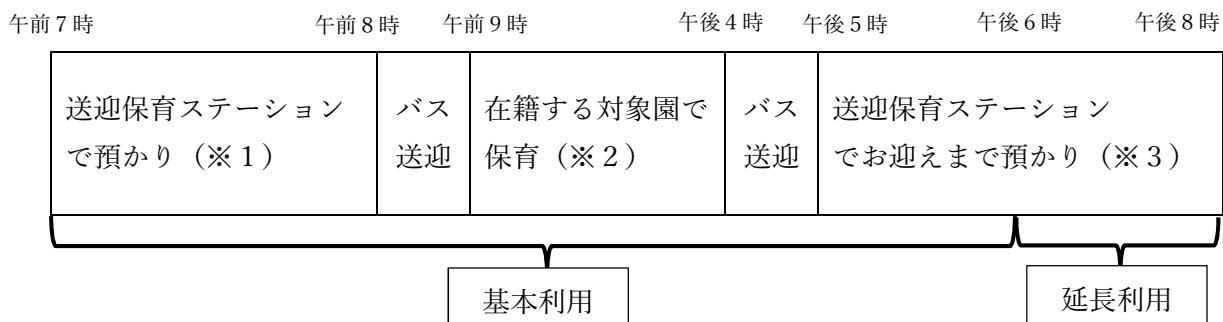
- ① 区内に住所を有すること
- ② 本区から教育・保育給付認定の2号・3号認定（保育の必要性認定）を受け、かつ保育標準時間の認定を受けていること（短時間の認定の方はご利用できません。）
- ③ 送迎先の保育所等に入所中もしくは入所予定の児童（詳細は1-(7)のとおり。）

(7)送迎先施設一覧

送迎先施設	所在地	利用対象年齢
南水元いろは保育園	葛飾区南水元2-25-6	3歳児クラス～5歳児クラス
水元保育園	葛飾区南水元4-18-11	2歳児クラス（満3歳以上※）～5歳児クラス
にじいろ保育園南水元	葛飾区南水元1-12-6	3歳児クラス～5歳児クラス
徳育保育園	葛飾区水元1-26-3	1歳児クラス～5歳児クラス
ミアヘルサ保育園ひびき水元	葛飾区水元2-3-19	3歳児クラス～5歳児クラス
アスクかなまち保育園	葛飾区東金町4-16-12	1歳児クラス～5歳児クラス

※利用開始日時点における年齢

(8)1日の流れ（目安）



- ※1 当日朝に利用キャンセル・送迎者変更等する場合、在籍する対象園（園の所定方法・所定時間までに）・送迎保育ステーション（午前7：30頃までに）双方へ連絡して下さい。（詳細は10ページの3－（3）－②をご覧ください。）
- ※2 当日夕方に利用キャンセル・送迎者変更等する場合、在籍する対象園（園の所定方法・所定時間までに）・送迎保育ステーション（午後3：30頃までに）双方へ連絡して下さい。（詳細は10ページの3－（3）－②をご覧ください。）
- ※3 延長利用中は、補食を提供します。（食事の提供は、ありません。）

（9）送迎バス運行

①送迎ルート

利用申込者の状況に応じて、1路線もしくは2路線を運行します。

②送迎時間（目安）

朝…午前8：00頃、送迎保育ステーション出発

午前8：45頃、送迎保育ステーション帰着

夕…午後4：15頃、送迎保育ステーション出発

午後5：00頃、送迎保育ステーション帰着

③安全対策

ア 送迎バス1台あたり、運転手の他に2名以上（保育士または看護師の有資格者1名以上含む）で送迎を行います。

イ 国の「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」に基づき、送迎を行います。

ウ 送迎バスには、置き去り防止安全装置や利用児童の年齢に応じたチャイルドシートを設置します。



(10)利用者負担額

①支払金額

基本利用（午前7時～午後6時）：月額2,000円

延長利用（午後6時～午後8時）：日額400円または月額6,000円（事前選択制、基本利用額に加算）

②支払方法

ア 月単位でお支払いいただきます。

イ 区の指定用紙を用いて金融機関窓口でお支払い下さい。（区の指定用紙は、毎月送迎保育ステーション職員から直接お渡しします。）

ウ 各銀行、各信用金庫、各信用組合、各農協組合、労働金庫でお支払いいただけます。

※ゆうちょ銀行は、関東各県および山梨県のみ取扱できます。

※一部信託銀行では取扱できないことがありますので、各金融機関にお問合せ下さい。

③支払期日

翌月25日までに支払い下さい。（25日が金融機関休業日の場合は前営業日）

④その他

ア 月の途中で送迎保育ステーションの利用終了または利用解除となっても、原則として日割りによる再計算はいたしません。

イ 延長利用の区分（日額または月額）を変更する場合、変更を希望する月の前月20日（20日が閉所日の場合は翌開所日）までに利用申込書（変更）を送迎保育ステーションに提出して下さい。



2 利用申込について

利用申込にあたっては、送迎対象の保育園に在籍中であること、もしくは送迎対象の保育園の新規入園申込することが必要です。

また、この利用案内と送迎保育ステーションモデル事業利用規約（18～20 ページ）をご確認いただき、送迎保育ステーションモデル事業について十分にご理解いただいた上でお申込みください。

(1) 申込書類

葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用申込書

(2) 申込受付期間（令和7年1月の利用開始（在園児向け））

令和6年11月5日～11月14日

※令和7年2・3月利用開始の募集はありません。

(3) 申込受付期間（令和7年4月の利用開始（新規入園児向け））

利用開始（募集時期）	申込受付期間
令和7年4月（1次募集）	令和6年11月15日～12月10日
令和7年4月（2次募集）	令和7年1月24日～2月3日
令和7年4月（3次募集）	令和7年2月20日～2月28日

※利用者数が送迎保育ステーションの利用定員に達した時点で、募集を停止します。最新の募集状況は、区ホームページからご確認ください。

※利用申込にあたっては、送迎対象保育園の募集状況も必ずご確認ください。ステーションの利用募集を受け付けている場合であっても、送迎対象保育園の募集定員が埋まっている場合があります。

(4) 申込受付期間（令和7年5月以降の利用開始（随時申込）※在園児・新規入園児向け）

利用開始希望	申込締切日	利用開始希望	申込締切日
令和7年5月	令和7年4月10日	令和7年10月	令和7年9月10日
令和7年6月	令和7年5月9日	令和7年11月	令和7年10月10日
令和7年7月	令和7年6月10日	令和7年12月	令和7年11月10日
令和7年8月	令和7年7月10日	令和8年1月	令和7年12月10日
令和7年9月	令和7年8月8日		

※利用者数が送迎保育ステーションの利用定員に達した時点で、募集を停止します。最新の募集状況は、区ホームページからご確認ください。

※令和8年2・3月の随時申込の募集はありません。

※保育園の新規入園に伴う利用申込にあたっては、送迎対象保育園の募集状況も必ず

ご確認ください。ステーションの利用募集を受け付けている場合であっても、送迎対象保育園の募集定員が埋まっている場合があります。

(5)提出方法

①窓口での提出

受付場所…葛飾区役所 4階 子育て政策課

受付時間…午前8:30～午後5:00(土・日・祝日除く)

②郵送での提出

郵送先 …〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所 4階 子育て政策課

締切 …各申込受付期間内**必着**(郵便法改正に伴い、従来よりも郵便到達に日数を要していますので、余裕を持った提出をお願いいたします。)

③オンラインでの提出

提出方法…スマートフォン等からQRコードを読み込み、申請項目をオンライン入力していただきます。

締切 …入所希望月の申込締切日の午後5:00まで

注意事項…●兄弟姉妹で同時に利用申込する場合は、その人数分の利用申込が必要です。

●データ送信時における通信障害等については、区は責任を負いかねます。

※記載内容に不備等がある場合、区から確認連絡をさせていただくことがあります。

※送迎対象の保育園では、送迎保育ステーションの利用申込は受付しておりませんので、ご注意ください。

最新の募集状況はこちらから



<https://www.city.katsushika.lg.jp/kosodate/1000056/1002333/1036316.html>

オンライン提出はこちらから



<https://logoform.jp/form/Ehiz/780652>

利用申込の取下げ(オンライン)はこちらから



<https://logoform.jp/form/Ehiz/792781>

(6)利用申込の流れ（在園児向け）

①利用申込	<p>ア 利用申込書において、<u>送迎保育ステーション落選時の申込書の取扱を1つ選択いただきます</u>（利用申込書の最下部の項目）。</p> <p>イ 利用申込書を葛飾区役所子育て政策課（4階）までご提出ください。</p>
-------	---



②申込番号通知書の交付（※）	<p>在籍園を通じて、申込番号通知書を交付します。申込番号は、区ホームページで選考結果を確認するために必要です。個人情報保護のため、紛失等の理由によるお電話等での申込番号のお問合せにはお答えできません。</p>
----------------	---



③利用者選考	<p>送迎保育ステーションの定員を超える利用申込があった場合、利用者選考を行います。利用者選考は、自宅から入所もしくは入所希望する保育所等までの距離等で順位を決定して行います。</p>
--------	--



④結果公表（※）	<p>区ホームページにて選考結果を公表します。</p>
----------	-----------------------------



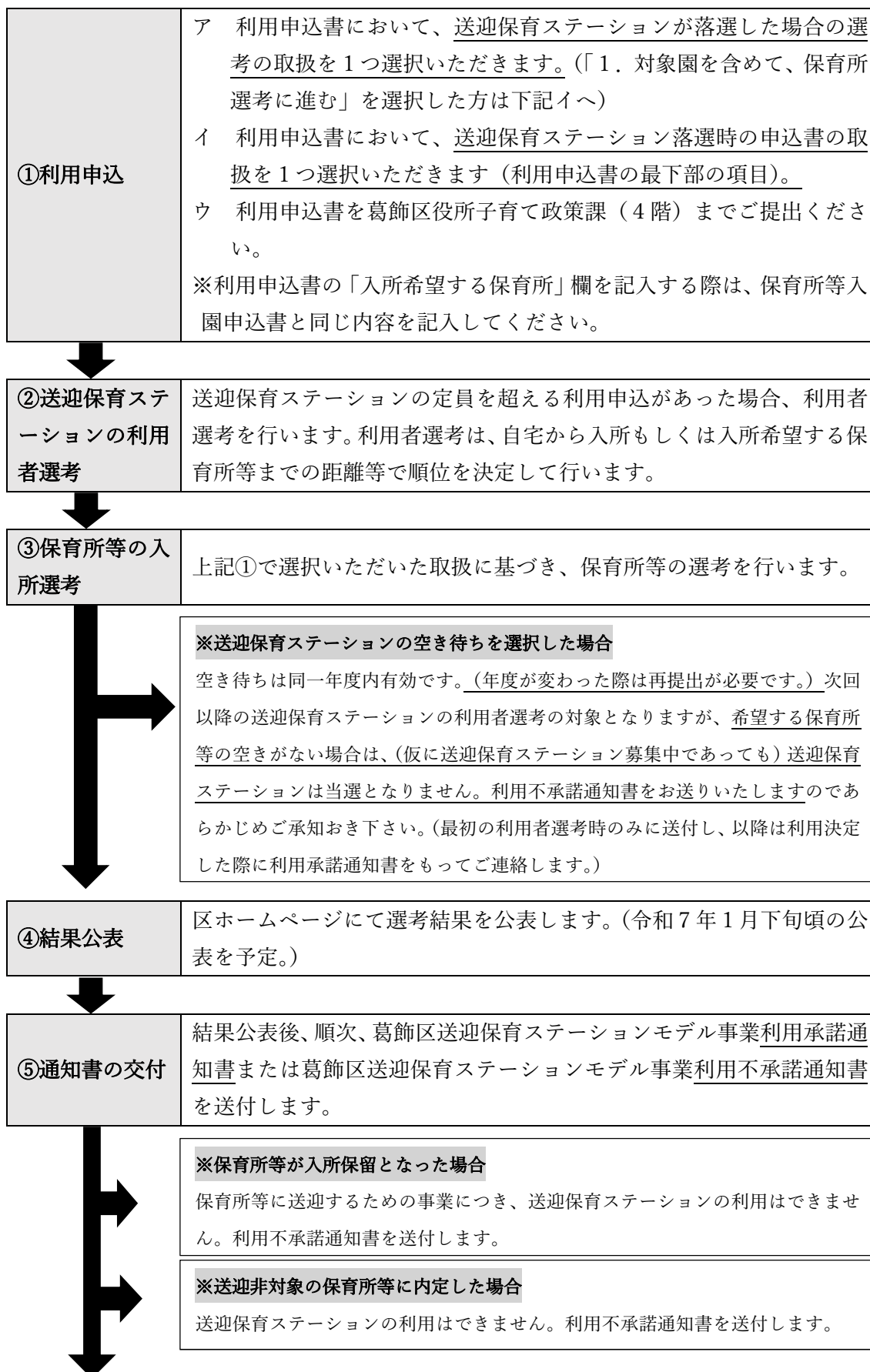
⑤通知書の交付	<p>結果公表後、順次、葛飾区送迎保育ステーションモデル事業<u>利用承諾通知書</u>または葛飾区送迎保育ステーションモデル事業<u>利用不承諾通知書</u>を送付します。</p>
---------	---



★利用不承諾となった場合	<p>ア 利用申込書において、「申込年度内は有効」を選択した方（上記①参照）は、次回以降の利用者選考毎に選考の対象となります。<u>（年度が変わった際は再申込が必要です。）</u>ただし、送迎保育ステーション利用が必要なくなった場合は、<u>取下届</u>を提出してください。（令和7年1月利用開始に申込の方は、年度明けの再申込が必要となります。）</p> <p>イ 利用不承諾通知書は、最初の利用者選考時のみに送付します。それ以降は、利用決定した際に利用承諾通知書をもってご連絡します。</p>
--------------	--

※令和7年1月利用開始の方（在園児の方）に限り、区ホームページでの選考結果公表を行いません。通知書の交付をもって選考結果をお知らせします。

(7)利用申込の流れ（新規入園児向け（随時申込も含む））





<p>★利用不承諾となった場合</p>	<p>ア 利用申込書において、「申込年度内は有効」を選択した方（7 ページ（7）①参照）は、次回以降の利用者選考毎に選考の対象となります。<u>（年度が変わった際は再申込が必要です。）</u>ただし、送迎保育ステーション利用がなくなっただけの場合は、<u>取下届を提出してください。</u></p> <p>イ 利用不承諾通知書は、最初の利用者選考時のみに送付します。それ以降は、利用決定した際に利用承諾通知書をもってご連絡します。<u>（保育所の結果通知とは別にお送りします。）</u></p> <p>※令和7年4月利用開始の1・2・3次募集（令和6年度に利用申込）で落選し次年度の利用を希望する場合は、再申込が必要です。</p>
---------------------	---

(8)利用申込内容の変更（利用開始後）

利用申込内容（住所、利用時間帯、延長利用の支払区分等）に変更が生じた場合、変更を希望する月の前月20日（20日が閉所日の場合は翌開所日）までに利用申込書（変更）を送迎保育ステーションに提出して下さい。

(9)継続利用の申込

年度を超えて継続利用する場合、毎年度2月末日までに利用申込書（継続）を送迎保育ステーションに提出して下さい。（期限までに提出されなかった場合、継続利用する意思がないものと見なします。）

(10)利用の中止

送迎保育ステーションの利用を中止する場合、中止を希望する月の前月20日（20日が閉所日の場合は翌開所日）までに葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用中止届を送迎保育ステーションに提出して下さい。



3 送迎保育ステーションの利用ルール等について

送迎保育ステーションを利用する方は、次のルール等を遵守していただきます。

(1) 送迎保育ステーションの利用開始にあたって

- ①利用決定後に送迎保育ステーション運営委託事業者による面接を行います。
- ②利用開始前までに別途指定する連絡用アプリケーション（以下、「連絡アプリ」）への利用登録を必ず行ってください。連絡アプリは、送迎保育ステーションの出欠確認、災害時等の送迎バスの運行状況配信に使用します。

(2) バス運行について

- ①送迎バス運行は、1日あたり朝夕の1往復となります。
- ②自然災害（地震・台風・雪・大雨洪水・強風など）により、送迎バスを運行できない場合があります。その場合は、連絡アプリでお知らせするほか、送迎保育ステーション内にも掲示します。
- ③当日の交通道路事情や天候などにより、送迎バス運行に遅延が発生する場合があります。

(3) 送迎保育ステーションの利用ルールについて（一般）

①利用児童について

リュック等の荷物を持って歩くことができない児童、送迎中にバスのシートに座っていることができない児童は、送迎保育ステーションを利用できません。

②送迎保育ステーションへの登降園について

ア 送迎保育ステーションへの登降園は、保護者同伴で行ってください。

イ 登降園当日の連絡については、下表のとおり保護者が直接行ってください。

連絡内容	連絡方法		連絡する目安時間	
	送迎保育ステーション	在籍園	送迎保育ステーション	在籍園
欠席、利用キャンセル（直接送迎等）	連絡アプリ	各園所定の方法	朝…7:30 まで	各園の変更可能時間まで
送迎者変更			夕…15:30 まで	

ウ 送迎バスは、送迎先施設ごとに決められたルート・時間を目安に運行しますので、乗り遅れないように児童を送迎保育ステーションへ預けてください。（乗り遅れた場合、保護者の方が直接送迎をお願いいたします。）

③持ち物等について

ア 通園バッグをはじめ全ての持ち物には、目で見えてわかる場所に「在籍園名」と「利

用児童名」を記入してください。

イ 大きな荷物、在籍園での工作物、現金、服薬中の薬等はお預かりできません。

④在籍園とのコミュニケーションについて

在籍園と保護者の方との直接的な関わりは、児童の成長に欠かせないものですので、週1回以上は在籍園に直接送迎し、在籍園の先生方との情報共有をお願いいたします。

⑤その他

ア エントランス等の施設共用部分も含め、施設の利用ルールを遵守してください。

イ 送迎バス乗降場所や乗降場所につながる出入口等での見送り等はできません。
(施設管理上、関係者以外立入禁止となります。)

ウ ルールを遵守できない場合、利用解除となることがあります。

(4) 送迎保育ステーションの利用ルールについて (児童の健康状態)

①自宅での健康状態チェックについて

ア 朝、自宅を出発するまでに、児童の健康状態チェックをお願いいたします。

イ 次の(ア)~(オ)のいずれかにあてはまる場合、送迎保育ステーションは利用できません。

(ア)37.5℃以上の発熱から解熱後12時間経過していない

(イ)24時間以内に2回以上の嘔吐もしくは下痢がある

(ウ)朝、排尿がない

(エ)眼充血・目やにがあり、感染性のものか未確認

(オ)介助が必要な怪我をしている

(カ)頭部等を強打し、医師の診察を受けていない

②送迎保育ステーションでの児童の健康状態確認について

ア 朝、送迎保育ステーションに児童を預ける際、送迎保育ステーション職員が健康状態確認を行いますので、児童の健康状態を申し出てください。

イ 送迎保育ステーション職員による健康状態確認の結果、送迎保育ステーションを利用できないことがあります。

③在籍園への児童の健康状態の連絡について

児童の送迎バス乗車時間縮減などの観点から送迎保育ステーション職員から在籍園への伝言・伝達は原則行いませんので、在籍園には園所定の方法(連絡帳や電話等)で保護者から直接連絡をお願いいたします。(送迎保育ステーション職員への申し出内容と相違がないようお願いいたします。)

④児童の健康状態が優れない場合等について

送迎保育ステーションで児童を預かる際、児童の健康状態が優れない場合や感染症の疾病中等は、送迎保育ステーションを利用できません。

⑤送迎保育ステーションで預かり後の健康状態悪化について

ア 送迎保育ステーションへ登園してから朝の送迎バス乗車までの間に、児童の健康状態が悪化した場合は、朝の送迎バスに乗車できません。(送迎保育ステーションへお迎えをお願いいたします。)

イ 朝の送迎バス車内において、児童の健康状態が悪化した場合、在籍園に預けることができません。その場合は送迎保育ステーション職員から連絡しますので、送迎保育ステーションへお迎えをお願いいたします。

⑥在籍園での保育中の健康状態悪化について

在籍園での保育中に児童の健康状態が悪化した場合、夕方の送迎バス乗車および送迎保育ステーションの利用はできません。(在籍園へ直接お迎えをお願いいたします。)

⑦送迎バス車内での嘔吐等について

送迎バス車内において、嘔吐等、同乗する児童全体への感染拡大等が懸念されることが発生した場合、症状の見られた児童のほか、同乗する児童も在籍園に預けることができません。発生した時点で送迎バスは、送迎保育ステーションへ引き返しますので、送迎保育ステーションへのお迎えをお願いいたします。

⑧感染症の対応について

感染症による在籍園の欠席明けに送迎保育ステーションを利用する場合、利用可否は、各在籍園の登園可否規定に準拠します。また、在籍園に提出する証明書等は、送迎保育ステーションにもコピーを提出してください。



4 利用制限について

次のいずれかに該当する場合、送迎保育ステーションを利用できない、または利用中であっても利用解除となることがあります。

- (1)対象児童要件（2 ページ 1 - (6)）を満たさなくなった場合
- (2)児童が慣らし保育期間中の場合
- (3)利用児童または保護者が送迎保育ステーション職員の指示に従わない場合
- (4)利用児童および他の利用児童の安全確保が困難である場合、または困難であると予見される場合
- (5)利用申込内容が事実と異なる場合
- (6)送迎保育ステーションの利用者負担額の滞納がある場合
- (7)その他、区が送迎保育ステーションの利用を不相当と認めた場合

5 利用中の事故・怪我について

送迎保育ステーション利用中において、児童に事故または怪我があった場合には、区または送迎保育ステーション運営委託事業者が加入する保険の範囲内で対応します。

<<MEMO>>

6 送迎保育ステーションモデル事業 Q&A

(1) 利用対象者について

Q：葛飾区外に居住していますが、広域利用で葛飾区内の送迎対象園に通う場合、送迎保育ステーションは利用できますか？

A：葛飾区外に居住の方は、ご利用いただけません。

Q：翌月から標準時間認定から短時間認定に変更となりますが、継続して利用することはできますか？

A：短時間認定の方は、ご利用いただけません。

Q：送迎対象園を一時保育で利用する場合でも送迎保育ステーションを利用できますか？

A：ご利用いただけません。一時保育は短期的な保育の必要性を理由とする事業であり、本事業は日常的に保育の必要性がある児童を対象としているためご利用いただけません。

(2) 利用申込について

Q：年度の途中でも申込は可能ですか？

A：利用者状況により、随時利用募集を行うことがあります。募集人数等は、区公式ホームページでお知らせいたします。

Q：送迎保育ステーションの利用についても選考はありますか？

A：定員を上回る利用申込があった場合は、自宅から希望する送迎対象園までの距離等により利用者選考を行います。

Q：利用を中止したい場合はどうすればいいですか？

A：利用中止を希望する月の前月 20 日までに、送迎保育ステーションを通じて利用中止届を提出してください。

Q：利用時間帯、延長利用の支払区分等の利用内容を変更したい場合はどうすればいいですか？

A：変更を希望する月の前月 20 日までに、送迎保育ステーションへ利用申込書（変更）を提出してください。

Q：住所や連絡先など、当初の申請内容が変わる場合はどうすればいいですか？

A：変更が生じましたら、速やかに送迎保育ステーションへ利用申込書（変更）を提出してください。

Q：兄弟姉妹が別々の保育施設に通っていますが、別々の施設でも利用は可能ですか？

A：送迎対象園を利用されている場合であれば、別々の施設でも利用可能です。なお、送迎先にかかわらず、利用人数分の利用者負担額が発生します。

(3) 利用方法について	
Q：スポット利用はできますか？	A：スポット利用はできません。
Q：毎日の利用でなくても（週2～3回利用など）送迎保育ステーションを利用できますか？	A：利用可能です。利用申込書に利用曜日をご記入ください。 ただし、利用回数にかかわらず、基本利用の利用者負担額の減額等はありません。
Q：送り迎えのどちらか一方だけの送迎保育ステーションの利用もできますか？	A：利用可能です。利用申込書に利用時間帯をご記入ください。 ただし、送り・迎えどちらか一方の利用であっても、基本利用の利用者負担額の減額等はありません。
Q：送迎保育ステーションへの送迎時に利用できる駐車場・駐輪場はありますか？	A：送迎保育ステーション専用の駐車場はございません。 駐輪場は、ベルトーレ金町地下やヴィナシス金町地下などの近隣駐輪場をご利用ください。（ベルトーレ金町の周辺道路・店舗等には絶対に駐輪しないでください。）

(4) 送迎バス運行について	
Q：送迎保育ステーションと在籍園との間（自宅など）で送迎バスに乗降できますか？	A：送迎途中での乗降はできません。安全性等の観点から児童の乗降は送迎保育ステーション及び送迎対象園のみとなります。
Q：送迎バスの発車時間に間に合わない場合は待ってもらえますか？	A：複数児童が利用するため、送迎バスの発車時間に間に合わない場合は、保護者の方が直接送迎をお願いいたします。
Q：送迎時間以外の時間でも送迎してもらえますか？	A：送迎時間（朝：8時頃送迎保育ステーション出発、夕：17時頃送迎保育ステーション到着）以外での送迎は行いません。
Q：送迎バスは安全ですか？	A：送迎バス1台あたり運転手の他に保育士等が2名以上同乗することにより、児童の安全確保に努めてまいります。また、バスには児童の置き去り防止安全装置の設置も行います。なお、運行において、児童が送迎保育ステーション職員の指示に従わないなど安全が確保できないと判断される場合、利用をご遠慮いただく場合があります。
Q：送迎バスの乗車時間はどれくらいになりますか？	A：利用児童の状況によりコースが異なりますが、長くても30分程度となるよう、複数の車両で送迎するなど効率よく巡回する予定です。

(5) 利用者負担額について	
Q:送迎保育ステーションの利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化の対象になりますか？	A:無償化の対象になりません。利用児童1人ごとに保護者負担額が発生します。
Q:利用者負担額は、どこに支払えばよいですか？	A:区の指定用紙を用いて各銀行、各信用金庫、各信用組合、各農協組合、労働金庫でお支払い下さい。(区の指定用紙は、毎月送迎保育ステーション職員から直接お渡しします。) <p>ゆうちょ銀行は、関東各県および山梨県のみ取扱できます。(一部信託銀行では取扱できないことがありますので、各金融機関にお問い合わせ下さい。)</p>
Q:交通状況や天候等により送迎バスが遅延し、送迎バス帰着が送迎保育ステーションの延長利用の時間帯になってしまった場合、延長利用の利用者負担額はかかりますか？	A:道路状況等により送迎バスが遅延し、送迎バス帰着が送迎保育ステーションの延長利用の時間帯となった場合は、延長利用の利用者負担額はかかりません。(ただし、帰着後に預かりが発生した場合は、延長利用の利用者負担額がかかります。)

(6) 利用当日の連絡について	
Q:利用当日の朝に、子どもの体調不良により、急遽送迎保育ステーションを利用しなくなった場合、連絡はどうすればいいですか？	A:利用を当日キャンセルする場合は、送迎保育ステーションと送迎対象園の双方に保護者の方から直接連絡をお願いします。 <p>送迎保育ステーションには連絡アプリで午前7:30頃までに、送迎対象園には園所定の方法・時間までにそれぞれ連絡してください。</p>
Q:利用当日に、急遽夕方のバス送迎を利用せず直接迎えに行く場合、連絡はどうすればいいですか？	A:夕方のバス送迎利用を当日キャンセルする場合は、送迎保育ステーションと送迎対象園の双方に保護者の方から直接連絡をお願いします。 <p>送迎保育ステーションには連絡アプリで午後3:30頃までに、送迎対象園には園所定の方法・時間までにそれぞれ連絡してください。</p>
Q:子どもが発熱した等の理由で保育園からお迎え要請の連絡があった場合、送迎保育ステーションの利用は可能ですか？	A:体調不良の児童については送迎バス・送迎保育ステーションの利用ができませんので、保護者の方が在籍園へ直接お迎えをお願いします。

Q：利用申込時は送迎する保護者を父母としていましたが、利用当日に急遽祖父母に変わる場合はどうすればいいですか？

A：送迎者が当日変更となる場合は、送迎保育ステーションと送迎対象園の双方に保護者の方（変更前）から直接連絡をお願いします。

送迎保育ステーションには連絡アプリで午前7：30頃（夕方は午後3：30頃）までに、送迎対象園には園所定の方法・時間までにそれぞれ連絡してください。

また、送迎者を恒常的に変更する場合は、変更を希望する月の前月20日までに、送迎保育ステーションへ利用申込届（変更）を提出してください。

(7) 持ち物等について

Q：おやつを持たせることはできますか？

A：おやつ等の食べ物は持たせないでください。なお、延長利用の児童には、送迎保育ステーションにておやつ等の補食を提供いたします。(アレルギー等がある場合は、利用申込書にその旨を必ず記載してください。)

Q：在籍園における忘れ物等の預かりや荷物の取り違い等については対応してもらえますか？

A：送迎保育ステーションでは対応いたしかねます。

<<MEMO>>

7 葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用規約

葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用規約

第1条 (目的)

葛飾区送迎保育ステーションモデル事業（以下「本事業」といいます。）は、保育の必要性があり、保育所又は認定こども園に通園する家庭に対し、葛飾区（以下「区」といいます。）が送迎保育ステーションからの送迎等を実施することにより、児童の送迎に係る保護者の負担軽減を図り、送迎先の保育所及び認定こども園を利用する保護者の子育てと就労の両立に寄与することを目的とします。

第2条 (規約の適用)

1 この規約は送迎保育ステーションを利用し保育所等に通園する児童及びその保護者（以下「送迎保育ステーション利用者」といいます。）に適用されます。

2 送迎保育ステーション利用者はこの規約を遵守するものとします。

第3条 (事業主体)

本事業は、区が主体となり、委託して実施するものです。

第4条 (事業内容)

本事業は、児童を朝の送迎バス出発時刻まで送迎保育ステーションでお預かりし、送迎バスにて保育所等へ送り、保育所等の利用終了後に送迎保育ステーションへ送迎バスで送った後、保護者のお迎えまでお預かりするものです。

第5条 (利用対象児童)

本事業を利用できるのは、次のいずれにも該当する児童となります。

- (1) 区内に住所を有する者。
- (2) 区から保育認定区分2号又は3号の認定を受けた1歳児クラスから5歳児クラスまでの児童で、かつ保育必要量が保育標準時間の者。
- (3) 送迎先の保育所等が、前号に掲げるクラス年齢の範囲内で、受入可能年齢の下限を設定している場合は、その年齢以上の者。
- (4) 送迎先の保育所等に入所又は入所予定の者。

第6条 (同意事項)

送迎保育ステーション利用者は、次のいずれにも同意するものとします。

- (1) 送迎保育ステーション利用開始に当たって、利用開始前までに別途指定する連絡用のアプリケーション（以下「連絡アプリ」という。）への利用登録を必ず行ってください。連絡アプリは、送迎保育ステーションの出欠確認、

災害時等の送迎バスの運行状況配信に使用します。

(2) バス運行について

ア 送迎バスの運行は、朝・夕の定められた時間の一日一往復となります。日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を含む。）の運行はありません。また、送迎先の保育所等が休園日の場合はご利用できません。

イ 自然災害（地震・台風・雪・大雨洪水・強風など）により、送迎バスの運行ができない場合があります。その場合は、連絡アプリにてお知らせをするほか、送迎保育ステーション内でも掲示します。

ウ 送迎バスは、交通道路事情その他天候などの状況により、運行に遅れをきたす場合があります。

(3) 送迎保育ステーションのルールについて（一般）

ア 送迎保育ステーションの利用に当たっては、自分でリュック等の荷物を持って歩くことができ、送迎中のバス車内のシートに座っていただけることを前提としておりますので、この前提に当てはまらない場合は、第5条の利用対象児童の要件を満たしていても利用することができません。

イ 送迎保育ステーションへの登降園は、保護者同伴で行ってください。

ウ 園の行事、お休み、遅刻、早退などにより予定している利用時間に送迎保育ステーションへ登降園ができないうち、保護者の方が保育所等へ送迎を行う場合（朝・夕どちらの場合含む）等は、必ず送迎保育ステーションに対し、朝は当日7時30分までに、夕方は当日15時30分までに連絡アプリにて連絡してください。また、送迎先の保育所等にも欠席や登降園時刻の変更が可能な時間までに、送迎先の保育所等所定の連絡方法にて保護者から直接連絡をしてください。

エ 送迎バスは、送迎先の施設ごとに決められたルートにより決められた時間を目安に運行します。乗り遅れることのないように、送迎保育ステーションに児童をお預かりください。

オ 朝の送迎バスの出発時刻に間に合わずに乗り遅れた場合には、保護者が保育所等までお送りください。

カ 保護者の緊急連絡先や住所、勤務先などの変更がありましたら、速やかに送迎保育ステーション及び保育所等に申し出てください。

キ 送迎バスは児童を送迎する目的で運行するものです。大きな荷物・保育所等での工作物・現金はお預かりすることができません。また、服薬中の薬を預かることもできません。

ク 全ての持ち物には目で見えてわかる場所に保育所等名及び利用児童名を記名してください。

ケ 保育所等へ送迎保育ステーションの職員から健康状態等をはじめとした口頭での

伝言・伝達は原則できません。連絡帳又は電話など保育所等の指定の方法により、保護者の方から直接保育所等へご連絡ください。

コ 保育所等と保護者の方との直接的な関わりは児童の成長のために欠かせないものです。週に1回以上は保育所等に直接送迎することとし、保育所等の先生と情報の共有をしてください。出向く頻度などは、保育所等とご相談ください。

サ 送迎保育ステーションの開所時間は午前7時から午前8時まで及び午後5時から午後8時までとなります。なお、午後6時から午後8時までは延長利用扱いとなります。

シ 送迎保育ステーションは公共施設内で運営されるものです。エントランス等の施設共用部分も含めて、施設の利用ルールを遵守していただきます。

ス 送迎バス乗降場所や乗降場所に繋がる出入口は、施設の管理上、関係者以外立ち入り禁止となりますので、当該場所付近での保護者による見送り等はできません。

セ 送迎の時間等のルールを遵守できない場合は、送迎保育ステーションの利用ができません。

(4) 送迎保育ステーションのルールについて（児童の健康状態）

ア 朝、送迎保育ステーションに児童を預ける際に、必ず児童の健康状態を送迎保育ステーションの職員に申し出てください。児童の健康状態が傷れない場合及び感染症イ 送迎保育ステーションへ登園してから朝の送迎バス乗車までの間に、児童の健康状態が悪化した場合は、朝の送迎バスに乗車できませんので、速やかにお迎えをお願い致します。

ウ 送迎先の保育所等での保育中に、児童の健康状態が悪化した場合、夕方の送迎保育ステーション利用はできません。送迎先の保育所等から連絡しますので、保育所等へ直接お迎えをお願いいたします。

エ 送迎中の車内において児童の健康状態が悪化した場合は、保育所等に預けることができません。その場合、送迎保育ステーションより連絡しますので、送迎保育ステーションへのお迎えをお願いいたします。

オ 送迎中の車内において、嘔吐等の他児童への感染拡大が懸念される症状が見られた場合、症状の見られた児童のほか、同乗している児童も保育所等に預けることができません。その事象が発生した時点で、送迎バスは送迎保育ステーションに引き返すこととなります。その場合、送迎保育ステーションより連絡しますので、送迎保育ステーションへのお迎えをお願いいたします。

カ 感染症による保育所等の欠席明けに、送迎保育ステーションを利用する場合の利用可否は、送迎先の保育所等の登園可否規定に準拠します。送迎先の保育所等に提出する証明書等は、送迎保育ステーションにも写しをご提出ください。

(5) 送迎保育ステーションの利用者負担額について

ア 送迎保育ステーションの利用者は、運営に要する費用の一部を実費相当（以下「利用者負担額」という。）として負担していただきます。

イ 利用者負担額の支払いは月単位とし、午前7時から午前8時まで及び午後5時から午後6時までは基本料金、午後6時から午後8時までは延長料金としてお支払いいただきます。

ウ 利用者負担額の支払方法及び支払期日は別途区が定める方法及び支払期日までにお支払いください。

エ 基本料金は、月の利用日数にかかわらず月額2,000円となります。月の途中で送迎保育ステーションの利用を終了又は取消しとなった場合においても、原則として日割りによる料金の計算はいたしません。

オ 延長料金は、送迎保育ステーション利用申請時に日額又は月額を事前に選択していただき、利用した月の料金をお支払いいただきます。また、延長料金の日額又は月額の区分を変更する場合は、変更を希望する月の前月20日（20日が閉所日の場合は翌閉所日）までに送迎保育ステーションに申し出てください。

カ 延長料金は日額の場合は1日当たり400円、月額の場合は利用日数に関わらず6,000円となります。月額での利用時において、月の途中で送迎保育ステーションの利用を終了又は取消しとなった場合においても、原則として日割りによる料金の計算はいたしません。

第7条（利用申込）

1 送迎保育ステーション利用の申込みは、葛飾区指定の「葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用申込書（第1号様式）」に必要事項を記入の上、子育て政策課までご提出ください。

2 送迎保育ステーションの利用の可否は、「葛飾区送迎保育ステーション利用承諾通知書（第2号様式）」又は「葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用不承諾通知書（第3号様式）」により通知いたします。

3 前項の通知により利用不承諾となった方で、第1項による利用申込み時に、「送迎保育ステーションが落選した場合の保育所選考の取扱」において、「送迎保育ステーションの空き待ちをし、送迎保育ステーションが利用できるまで保育所選考に進まない」を選択された方については、利用申込みをした年度内に限っては、利用申込書を再提出する必要はありません。翌年度以降も継続して空き待ちを希望する場合は、翌年度に利用申込書を再度提出していただきます。

4 第1項による利用申込み時に、「送迎保育ステーション落選時の申込書の取扱」において、「年度内は有効とする」を選択された方については、年度内に限り申込書の再提出は不要となりますが、翌年度以降も継続して利用を希望される場合は、第1項による利用申

第9条 (事故・怪我について)

本事業で児童に事故又は怪我がある場合には、区又は送迎保育ステーション運営事業者が加入する保険の範囲内において対応いたします。

付 則

この利用規約は、令和6年11月1日から施行します。

込みを、翌年度に再度行う必要があります。

5 保育所等への未入所者の場合については、保育所等利用調整を行った結果、保育所等への入所に至らなかつた場合には送迎保育ステーションを利用できません。

6 送迎保育ステーションの利用申込内容に変更が生じた場合や利用を中止する場合は、希望する月の前月20日(20日が閉所日の場合は翌開所日)までに、変更の場合には「葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用申込書(第1号様式)」を、中止の場合には「葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用中止届(第4号様式)」を、それぞれ子育て政策課までご提出ください。

7 年度を超えて利用を継続する場合は、「葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用申込書(第1号様式)」を毎年度2月末までに子育て政策課までご提出ください。

8 利用申込多数の場合、別に定める基準表に基づき、順位の高い方から順に利用者を決めます。

9 利用決定後に送迎保育ステーション運営事業者による面接を行います。面接の結果、利用児童の身体的状況等から十分な安全確保が困難であると判断された場合その他送迎保育ステーションの利用が不適当であると判断された場合は、利用をお断りする場合があります。

10 利用申込(新規・変更・継続)に当たっては、葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用申込書(第1号様式)に記載の情報や利用承諾に関する決定内容等の事業運営上必要な情報について、葛飾区役所保育課、送迎先となる保育所等及び送迎保育ステーション運営事業者へ情報を提供することに同意するものとします。また、停止又は取消しに当たっても、同様に葛飾区役所保育課、送迎先対象となる保育所等及び送迎保育ステーション運営事業者へ情報を提供することに同意するものとします。

第8条 (利用の制限)

送迎保育ステーション利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を認めない、又は利用期間中であっても利用を中止又は休止する場合があります。

- (1) 第5条の要件を満たさなくなつた場合
- (2) 慣らし保育期間の場合
- (3) 送迎保育ステーションの指示に従わない場合
- (4) 利用児童及び他の利用児童の安全を確保することが困難である場合又は困難であると予見される場合
- (5) 申込内容が事実と異なる場合
- (6) 送迎保育ステーションの利用者負担額の滞納がある場合
- (7) その他、区長が送迎保育ステーションの利用を不適当と認めた場合

